個人向け復興応援国債

本商品は元本を下回るおそれのある商品です。最終ページにご留意事項を記載しています。お申込前に必ずご確認ください。

(2022年4月1日現在)

				(2022年4月1日現在)		
商品名	個人向け利付国庫債券(変動10年)					
ご購入いただける方	●個人(個人事業者を含む)のお客さま					
期間	●10年					
購入単位	●額面1万円以上1万円単位					
	※募集価格は額面100円あたり100円となります。					
発行(保有)形態		●振替国債				
	※個人向け国債は証券が発行されず、債券取引口座への記帳によって管理されます。個人向け国債の お取引をいただく場合は、債券取引口座の開設が必要です。					
 償還方法			、順分取引口座の開設が必安です。 して支払われます(償還日が土・日・祈	アロギの場合 翌平日窓口党業日の		
良烃기仏	支払いとなります)。自動継続は取り扱っておりません。					
利子 適用利率	当初3年間 0.05%(固定)					
	●4年目以降は半年ごとに実勢金利に応じて変動します。					
	※10年固定利付国債から算出される基準の金利に0.66を乗じた値となります(年0.05%が下限)。					
利払方法	●年2回の利払日に、下記計算式で計算された金額が支払われます。					
	「 額面金額× <u>適用利率(%)</u> × 1 / 2 、 ※税引前の計算(概算)となります					
	(利払日が土・日・祝日等の場合、翌平日窓口営業日の支払いとなります。償還日以降は付利されません。)					
	※利子のお受け取りは、マル優・マル特ご利用の場合を除き、税金を控除した金額となります。					
 税金	●20%の源泉分離課税(所得税15%、地方税5%)					
170-222	※マル優・マル特のご利用の場合は非課税となります。					
	※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、					
記念貨幣の贈呈	20.315%の源泉分離課税(所得税15.315%、地方税5%)となります。 ●個人向け復興応援国債の発行日から3年目にあたる利払日(15日)を基準日として、基準日の保有残高に					
	応じて新たに発行する「東日本大震災復興事業記念貨幣」を、残高1,000万円毎に一万円金貨1枚、100万円毎に千円銀貨1枚を財務省から保有者に発送します。 記念貨幣の贈呈枚数は、取扱金融機関(口座)毎の保有残高で計算します。 (例)記念貨幣の贈呈枚数の計算方法について					
	ケース		贈呈枚数※			
	1	第a回号を、A銀行	に1,200万円の残高を保有している場合	金貨1枚、銀貨2枚		
	2	第a回債を、A銀行に160万円、B証券に270万円、 計430万円の残高を保有している場合		銀貨4枚 →銀貨3枚		
		第b回債を、A銀行のa口座に50万円、c口座に70万円		銀貨1枚→銀貨0枚		
		計120万円の残高を保有している場合				
	3	同一の口座で複	[数の回号を継続して購入した場合 	_		
		回号	基準日の保有残高			
		第a回債	250万円	銀貨2枚		
		第b回債	1,350万円	金貨1枚、銀貨3枚 銀貨0枚		
		第c回債 第d回債	80万円 450万円	銀貨4枚		
		累計	2.130万円			
		7541	2,1007511	銀貨1枚 →銀貨 9枚		
	※変更	※変更前の贈呈枚数も記載しています。				
中途換金時の取り扱い	原則として下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し 引かれることになります。 ・中途換金調整額:直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8 (2013年1月10日受渡し分以降 直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685) ※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。					
	くわしくに	くわしくは、窓口へお問い合わせください。				



	 ●原則として、中途換金代金は約定日の2平日窓口営業日後に支払われます。 ※利払日等の関係で、2平日窓口営業日以降のお支払いとなる場合があります。 ●発行後1年未満の中途換金はできません。ただし、相続により相続人が中途換金請求をする場合、また大規模な自然災害の被害により中途換金請求をする場合は可能です。 ●発行日から3年目の利払日より前に中途換金し、残高が100万円未満となった場合、記念貨幣はお受け取りいただけません。
口座管理手数料	●不要
金利情報の入手方法	●窓口へお問い合わせください。
当行の苦情処理措置および紛争解決措置	●一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用連絡先全国銀行協会相談室 0570-017109、03-5252-3772 受付時間/月~金曜日9:00~17:00(祝日・12/31~1/3等を除く)
	証券・金融商品あっせん相談センター 0120-64-5005 受付時間/月~金曜日9:00~17:00(祝日・12/31~1/3等を除く)

ご留意事項

- ●個人向け国債は、以下の取引を除き、口座店のみお取り扱いとなりますので、ご注意ください。 中途換金・口座解約・口座内容の変更・税区分変更の受付
- ▶財務省から東日本大震災復興事業記念貨幣を発送するため、お客さまの氏名・住所・電話番号・復興応援国債の保有残高等の 個人情報を財務省(委託業者を含みます)に提供する旨の同意が必要となります。
- ●東日本大震災復興事業記念貨幣の円滑な発送のため、ご購入後に婚姻や転居等によりご名義の変更や住所の変更等があった 場合には、速やかに名義変更・住所変更のお届出をいただくよう、お願いします。
- ●個人向け国債は、その償還日または利払日の2平日窓口営業日前および前平日窓口営業日の2日間を受渡日とするお取引はできません。
- ●ご購入の際には、「初回利子調整額」が必要となる場合があります。
- ●募集期間終了後の約定のお取り消しはお受けできませんので、ご注意ください。
- ※くわしくは窓口またはコールセンターへお問い合わせください。

個人向け国債をお申し込みの際は、次の点にご注意ください。

- ◆個人向け国債は預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ◆発行者である日本国の信用状況の悪化等によって損失が生じることがあります。
- ◆個人向け国債を募集により、購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。 ただし、発行日(15日)が銀行休業日にあたる場合、ご購入の際に「初回利子調整額」を お支払いいただきます。
- ◆個人向け国債を中途換金する際、原則として下記により算出される中途換金調整額が、売却さ れる額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。なお、発行から 1年間は、原則として中途換金はできません。
 - ·直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8

(2013年1月10日受渡し分以降 直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685)

- ※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。 くわしくは、窓口へお問い合わせください。
- 口個人向け国債は預金保険制度の対象ではありません。
- 口個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。
- 口個人向け国債のお申し込みの有無が、現在または将来の融資その他の取引に不利な影響を与えることはありません。
- 口個人向け国債の運用による利益および損失は、個人向け国債をご購入いただきましたお客さまに帰属します。
- 口個人向け国債の購入代金は、約定日から受渡日までの間、付利されません。
- 口個人向け国債のご購入に際しては、必ず契約締結前交付書面により内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。 ※契約締結前交付書面は、当行の本・支店等の窓口にてご用意しております。
- 口原則として成年のご本人さまによるお取引とさせていただきます。

未成年のお客さまのお取引は、原則、親権者さまとのお取引に限らせていただきます。

くわしくは窓口へお問い合わせください。

株式会社 三菱UFJ銀行 登録金融機関

関東財務局長(登金)第5号

加入協会 日本証券業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

三菱UFJ銀行コールセンター(運用商品(保険を除く)) 9:00~18:00(1/1~1/3、5/3~5/5はご利用いただけません。)」